

(別紙)

令和5年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業（かんしょ病害抑制対策事業）

【審査基準】

- ・本事業における審査項目（採点基準）及びポイントは下表のとおりとする。
- ・応募者ごとに採点（ポイント化）し、補助金交付候補者を選定する。
- ・審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、過去3カ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消があった応募者については採択しないものとする。

審査項目	評価の観点	ポイント 配 分 (満点)
1 成果目標 ポイント	現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の成果目標の中から1つ以上選択することとし複数選択した場合は、最も高いポイントを採用する。 【特別加算ポイント】 2つ以上の成果目標を設定した場合においては、その目標数に応じて以下のポイントを加算 設定する成果目標の数 2つ・・・1ポイント加算 3つ・・・2ポイント加算 4つ・・・3ポイント加算 ・作付面積を1%以上増加 5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上5%未満・・・・・・8ポイント 3%以上4%未満・・・・・・6ポイント 2%以上3%未満・・・・・・4ポイント 1%以上2%未満・・・・・・2ポイント ・10アール当たり収量を10%以上増加 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上15%未満・・・・・・8ポイント 13%以上14%未満・・・・・・6ポイント 12%以上13%未満・・・・・・4ポイント 10%以上12%未満・・・・・・2ポイント	10 ポイント + 3ポイント

	・サツマイモ基腐病が発生したほ場面積の割合を 10 ポイント以上削減 30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 25 ポイント以上 30 ポイント未満 ・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20 ポイント以上 25 ポイント未満 ・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15 ポイント以上 20 ポイント未満 ・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10 ポイント以上 15 ポイント未満 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント	
2 重要性 ポイント	被害の大きさに応じてポイントを付与。 ・かんしょ作付ほ場面積のうち被害発生ほ場面積が占める割合及び令和 5 年産の単位面積当たり収量が 3 割以上減少したほ場の有無 被害発生ほ場面積が占める割合が 50%以上 ・・・・・・・・ 8 ポイント 被害発生ほ場面積が占める割合が 30%以上 50%未満 ・・・・・・・・ 6 ポイント 被害発生ほ場面積が占める割合が 10%以上 30%未満 ・・・・・・・・ 4 ポイント 被害発生圃場面積が占める割合が 10%未満 ・・・・・・・・ 2 ポイント 【特別加算ポイント】 令和 5 年産の単位面積当たり収量が 3 割以上減少したほ場が存在する場合 ・・・・・・・・ 2 ポイント加算	8 ポイント + 2 ポイント
3 加算 ポイント		
① 交換耕作 の取組	・事業の内容のうち、「交換耕作の取組」又は「交換耕作体系確立のための体制整備」の取組を実施する場合	3 ポイント

② みどりの食料システム法の計画認定について	・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある場合。	3ポイント
------------------------	---	-------